

会 議 録

1 会議の名称

第4回上越市市民投票条例（仮称）検討委員会

2 開催日時

平成20年10月7日（水）午後2時～午後4時30分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎3階 302会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：8人中8人出席

武田真一郎、馬場健、飯塚むつこ、小田武彦、君波豊、田村安男、柳澤良治

・事務局

竹田企画・地域振興部長

柴山自治・地域振興課長

池田自治・地域振興課副課長

水野係長、石黒主任、青山主任、笛田主事

5 議題（公開・非公開の別）

（1）市民投票に関する各論点の整理（公開）

（2）その他（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容

（事務局：池田副課長）

- ・ 定刻となったので、第4回上越市市民投票条例（仮称）検討委員会を開催させていただく。
- ・ それでは、この後は、設置要綱第6条の規定に基づき、武田委員長に会を進行していただく。

（武田委員長）

- ・ それではただ今から、議事に入らせていただく。
- ・ 次第の2「（1）今後の議論の進め方」、事務局から説明をお願いしたい。

議事

（1）今後の議論の進め方について

資料 NO. 1

説明

(事務局：水野係長)

- ・ 本日の第4回では、これまでの議論を踏まえ、**資料 NO. 2**にて委員会としての各論点の基本方針案の整理を行いたい。論点1と論点4については、**資料 NO. 3**にて引き続き個別論点の整理を行いたい。
- ・ 次回の第5回については、最終報告に向けた検討・確認ということで、今回第4回の基本方針に基づき委員会としての意見を集約の上、最終報告案の作成に向け検討を行いたいと考えている。

(武田委員長)

- ・ ただいま事務局からの説明について何か質問等あるか。

(委員一同)

(「異議なし」との声あり)

議事

(2) 市民投票に関する各論点の基本方針案の整理

資料 NO. 2

説明

(事務局：水野係長)

- ・ それでは資料 NO. 2に基づき説明する。
- ・ まず「1 市民投票制度の検討にあたっての整理」であるが、自治基本条例に基づきすでに規定されている事項について記載している。この内容は、第1回の資料で確認させていただいたものである。
- ・ 次に、2ページには、現在検討させていただいている事項について、整理して記載している。
- ・ 3ページ以降、個別論点の考え方ということで整理していく構成となっている。論点1については、**資料 NO. 3**で議論したい。

論点 2

説明

(事務局：水野係長)

- ・ 今までの議論を踏まえ、基本的な考え方を整理させていただいた。
- ・ 在住要件については、「引き続き3ヶ月以上市内に住所を有する者」とする。
- ・ 外国人の投票（請求）資格については、まず、外国人について投票（請求）資格を認め、さらに、その範囲は「永住外国人」に限定して認めることとする。
- ・ 次に、外国人の投票資格者名簿は、市民参画の観点からは職権による作成が望ましいが、法令上の課題や技術的な課題もあることから、本人の意思に基づく登録制とすることも含め、実務上可能な方法で対応するものとする記載させていただいた。
- ・ その他の記載については、特に確認いただきたい事項に限って説明する。

- ・ 投票（請求）資格者の在住要件の考え方については、5 ページ中段の（1）の3つ目の「○」のとおり、市民投票制度は、市政運営に係る重要事項について市民の意思を確認する重要な市民参画の制度であることを踏まえ、公職選挙法の考え方と同様に、「引き続き3ヶ月以上市内に住所を有する者」という在住要件を定めることが妥当と考えると記載させていただいた。
- ・ 次に、外国人の投票（請求）資格については、5 ページ下段の（2）の1つ目の「○」のとおり、上越市第5次総合計画（改定版）や第2次人権総合計画等を踏まえると、地域住民の一員として日本人と同様に当市で生活する外国人に対しては、市民参画の権利を保障する観点から、市民投票の投票（請求）資格を認めることは妥当と考えると記載させていただいている。
- ・ また、永住外国人に投票資格を認めるという考え方については、次の6 ページで記載しているように、一定期間以上日本に在留し、日本人同様納税の義務を負い、永住の意思を示していることを考慮し、投票（請求）資格を認めることは妥当と考えると整理させていただいている。
- ・ そして、3年以上の在留者に認めるか否かについては、市民投票制度が市政運営に係る重要事項について市民の意思を確認する重要な市民参画の制度であることを踏まえ、現時点では、永住の意思を示さず原則短期滞在の意思を持つものとみなされる外国人に対して投票資格を認めないものとし、ただし、永住外国人以外の外国人について投票資格を認めるべきか否かについては、今後の外国人をめぐる社会経済情勢の変化や市全体の機運の高まり等を踏まえ、今後の検討課題としていくべきであると考えたと整理させていただいた。この点については、意見交換の際にぜひご意見をいただきたい。
- ・ 次に、外国人の投票資格者名簿については、7 ページ上段で示している考え方を確認していただきたい。
- ・ この点については、本来的には、投票資格を有する外国人の市民参画の権利を保障する観点から、市民投票制度を知らなかった等の理由で登録の機会を逸し、市民投票に参加できないという事態を防ぐためには、職権により投票資格者名簿を作成することが妥当と考えるが、職権により投票資格者名簿を作成した場合、制度上不可欠となる投票資格者名簿の縦覧により、法律上非開示である登録原票の内容が事実上開示されることになってしまうという法令上の課題や、実務上登録原票を紙媒体で保存しているため投票資格者名簿の作成に多大な事務作業が発生すること等の技術的な課題も想定されることから、登録制により投票資格者名簿の作成を行うことも含め、実務上可能な方法で対応するものとする整理させていただいた。
- ・ 少し議論の時間もなかったところであるので、ご意見をいただければと考えている。

意見交換

（武田委員長）

- ・ 問題の多かった「**論点 1**」と「**論点 4**」を後に回して、「**論点 2**」と「**論点 3**」と、「**論点 5**」から「**論点 8**」について確認していくわけであるが、まず論点 2、投票資格者について、こちらはほぼ結論は出ていると思うが、意見をいただきたい。
- ・ 事務局に確認したいが、「**資料 NO. 2**」は最終的な報告書のたたき台ということなのか。

(事務局：水野係長)

- ・ この資料NO. 2は、報告書を意識したものとなっている。

(武田委員長)

- ・ このような形で取りまとめて、市長に提出するという事なので、報告書の体裁や構成についてもご意見をいただくことにする。
- ・ この報告書では、最初に要点が書いてあり、後に説明が書いてあるので分かりやすくなっている。
- ・ 検討の趣旨や委員会の議論の記録もよくまとめられている。

(小田委員)

- ・ この検討委員会の名称は、現在「上越市市民投票条例（仮称）検討委員会」となっているが、この条例の名称というのは、一切議論をしていないが、それでよいものか。

(武田委員長)

- ・ 上越市自治基本条例の中で「市民投票条例」と名称が決まっているのか。

(事務局：水野係長)

- ・ 名称は決まっていない。

(事務局：池田副課長)

- ・ 自治基本条例の中では「市民投票」という名称を使用して、これに関する事は別途条例で定めるとしているので、「市民投票」という言葉は使うことは決まっているが、これを「市民投票に関する条例」といった言い回しの具体的な名称については確定していないため、「(仮称)」としている。

(武田委員長)

- ・ 自治基本条例では「市民投票」という名称が使われているので、このようになるのであろう。条例の名称までは諮問の範囲に入っていないのかもしれない。

(事務局：池田副課長)

- ・ 特別なご提案があればお聞きしたい。
- ・ 基本的にはオーソドックスな形を考えている。

(武田委員長)

- ・ しばらくはこの仮称という形でいきたいと思う。
- ・ 論点の内容についてはどうか。ご意見がなければ次回にご提案いただきたい。

(事務局：水野係長)

- ・ 3年以上の外国人の投票資格については、今回内容を改めて記載しているので、ぜひご意見をいただきたい。
- ・ 投票資格者名簿のところについては技術的な部分だけ議論を頂いているので、こうした点についてもご議論いただければと思う。

(武田委員長)

- ・ 投票資格者名簿の作り方では、申告制度にするのかどうかも今後検討ということなのか。

(事務局：水野係長)

- ・ 市民参画を保障するという観点からは全ての投票資格者について自動的に名簿を作成するのが最善ではあるが、外国人登録法律上縦覧について問題がある点、また外国人登録原票が紙で管理されている点もあり、技術的な面を考える必要がある。

(武田委員長)

- ・ 市の選挙管理委員会は永住外国人の居住関係を常に正確に把握しているのか。

(事務局：水野係長)

- ・ 現段階では選挙管理委員会は把握していない。市の市民課で外国人登録原票を管理しているので、そうしたところで実務上できるかどうかを検証していく必要がある。

(武田委員長)

- ・ 投票資格者名簿を作成することが外国人登録原票に記載されている個人情報の目的外使用であるといわれる可能性もある。
- ・ それらは技術的な問題なので事務局で検討していただきたい。

(飯塚委員)

- ・ 先回の委員会が終わった後に3年以上の在住外国人の方に話を聞いたところ、地域のことに関心を持っているので投票の対象にして欲しいと話していた。ただし強制的ではなくてもいいとの意見もあり、たぶん自分に関心がなければ行かないし、関心のある人は登録をすることでその関心を示すのだからいいのではないかと話を聞いた。

(武田委員長)

- ・ それでは登録制にしても悪くないだろうということでしょうか。

(飯塚委員)

- ・ そうである。

(武田委員長)

- ・ この点は特に異論がなかったところかと思うので、もし何かあったら次回にご意見をお願いしたい。

論点3 投票の形式について

説明

(事務局：水野係長)

- ・ 基本的な考えとしては、二者択一で行うということで整理した。
- ・ 主要なポイントとしては、市民投票制度は、市政の重要な事項について市民の意思を確認する制度であり、アンケート調査とは性質が異なるものであり、また、8ページの最後の「○」で記したとおり、当該制度の実施にあたっては、投票の対象事項について議論が十分に行われ、選択肢が2つに集約されているような状況で行われることが適当であるため、二者択一が妥当と考えたと整理した。
- ・ **論点3**の説明は以上である。

意見交換

(武田委員長)

- ・ これも異論なくまとまったところであるが、何かご意見はないか。

(委員一同)

(「異議なし」との声あり)

(武田委員長)

- ・ ないようなので、投票の設問は二者択一で行うということで確認したい。

- ・ 論点4の成立要件はまだ議論をしている最中なので、後回しとする。

(事務局：池田副課長)

- ・ 先ほどの投票資格者の議論で、飯塚委員の発言のところで、登録制はよいのではないかということだったが、在留資格の部分については、そのような発言は、永住資格を持った方のご意見なのか、あるいは3年以上の在留資格がある方のご意見なのか。

(飯塚委員)

- ・ しっかりとした定職はあるが永住資格ではない。地域で仕事をしているので地域の事柄には目を向けたいという方である。
- ・ 内容によっては興味のないこともあるかもしれないが、除外はして欲しくないという方である。

(武田委員長)

- ・ 投票資格者は永住者と特別永住者に限っている。

(飯塚委員)

- ・ 3年以上の在留資格者はだめなのか。

(事務局：池田副課長)

- ・ 前回までは両方の議論を行っていたが、議論がなかったので、今回事務局の方で永住者等に限るという形で整理をした。

(飯塚委員)

- ・ 意見を聞いた方は家族も日本にいてずっと住み続けるが、永住資格までは取っていない。

(事務局：竹田部長)

- ・ 就労ビザや就学ビザで滞在している人たちも対象にして欲しいというご意見か。

(飯塚委員)

- ・ そうである。就労、就学ビザかということは確認しなかったが、永住資格はないけれど、地域に関心を持っているから、場合によっては参加させて欲しいということである。

(武田委員長)

- ・ そういう意見は当然出てくるだろうが、現在永住外国人以外に投票資格を認めているのは川崎市と岸和田市だけであり、外国人が多く居住していることからそうした制度になっているものと思われる。
- ・ 上越市の場合、そこまでいっていないのではないかということで永住者等に限定しているが、強くこの答申に対して意見が出るようであれば提案することは可能だと考える。
- ・ 現在の案では永住者と特別永住者に限定しているが、これについてはよろしいか。

(飯塚委員)

- ・ 現場の声としてそうした意見を聞いたので、また詳しい議論は皆さんで行いたい。

(武田委員長)

- ・ 投票資格者の範囲を広げて欲しいという声もあるということで認識しておきたい。
- ・ 論点の3はこれでよろしいか。まだ異論のある方はあるか。

(委員一同)

(「異議なし」との声あり)

論点5 投票運動について

説明

(事務局：水野係長)

- ・ 基本的な考えとしては、投票運動は原則自由とし、市民の自由で活発な議論を促すが、買収、脅迫等の行為については市民生活を脅かし、市民の間の健全な議論を阻害するため、そのような行為がないように注意喚起を行うと整理した。
- ・ 委員会での議論・考え方としては、10ページの2つ目の「○」にあるように、市民投票において、市民が投票の対象事項について適切な判断を行うためには、その前提として市民の自由で活発な議論が必要であり、そうした市民の健全な議論を促すためにも投票運動については原則として自由とすることが望ましいとし、ただし、投票運動を原則自由とする場合においても、買収、脅迫等の行為は市民生活を脅かし、市民の間の健全な議論を阻害するため、広報等を通じて注意喚起を行う必要があると整理した。

意見交換

(武田委員長)

- ・ 何かご意見はあるか。
- ・ 罰則等を設けることは技術的に難しいので、よろしいか。

(委員一同)

(「異議なし」との声あり)

論点6 投票請求の制限期間について

説明

(事務局：水野係長)

- ・ 基本的な考え方としては、投票結果の尊重義務を担保するため、投票請求の制限期間を設け、投票請求の制限期間は、2年間の制限期間を設けるものとする整理をした。
- ・ 今回は具体的に2年間の制限期間ということで規定することとした。具体的には11ページの中段の「委員会での議論・考え方」に示したように、投票請求の制限期間を設けないこととした場合、投票結果が出た後、すぐにその投票結果に反対する投票請求が行われる可能性があり、住民投票合戦のような状況が発生する懸念があること、また、投票結果の尊重義務を担保するために投票請求の制限期間を設けることが妥当と考えること、そして、他の自治体においては、選挙が4年ごとであり、少なくとも2年間経てば選挙の争点になりうる点を考慮して投票の請求の制限期間を2年間と定めている事例が多いというように整理した。

意見交換

(武田委員長)

- ・ 1回投票した後、すぐには蒸し返さないという投票の制限期間であるが、これは相場

というのも変であるが、ほかの自治体では2年というところが多い。

- ・ これは2年あれば選挙があるから、選挙の争点とすることもできるだろうということで2年というところが多い。
- ・ 何かご意見はあるか。

(委員一同)

(「異議なし」との声あり)

論点7

(事務局：水野係長)

- ・ 基本的な考え方としては、投票の実施期日は、特に市民による請求手続き完了後の投票実施を制度として担保することを考慮して目安を設定し、具体的には、「概ね30日経過後、90日を超えない範囲で定める」ものとする整理した。
- ・ 「概ね30日経過後、90日を超えない範囲」の考え方であるが、12ページの委員会での議論・考え方にも書いてあるように、他の自治体の事例を踏まえると、投票所の開設準備、投票資格者名簿の作成、投・開票事務従事者の確保、投票用紙等の印刷、開票機材等の準備には、最低1ヶ月程度が必要であり、また、投票に当たっては、市民への十分な情報提供や、市民の間での十分な議論が必要不可欠なことから、2、3ヶ月程度の期間が必要となる場合も考えられると記載させていただいた。
- ・ なお、議論の中で入っていない事項であるが、12ページの最後の「○」であるように、選挙の投票と同じ日に実施するかどうかについては、同日実施の場合、投票率の向上や財政負担の軽減が見込まれるが、投票資格者が公職選挙法の規定と異なることや、市民投票の投票運動が公職選挙法に抵触すること等の懸念もあることから、慎重な検討が必要と考えると記載している。ぜひ、今回ご意見いただきたいと考えている。

意見交換

(武田委員長)

- ・ これは30日くらいないと市民の間で議論ができないであろうということと、一方、90日を過ぎると今度は間延びしてしまうだろうということで、これくらいの期間を設けているところが多い。
- ・ 何かご意見はあるか。

(委員一同)

- ・ 意見なし

(武田委員長)

- ・ 12ページの最後の「○」の点は確かに問題である。川崎市では選挙と同じ日にやると決めて、投票運動をしてはいけないということなのであるが、これは非常に問題がある。
- ・ これはケースバイケースで、何も決めないでおくほうが、得策かもしれない。
- ・ 川崎のことを考えるとわざわざ選挙と同じ日に決めるのは問題がある。
- ・ 選挙運動と投票運動が混同してしまうのだからやめろというのは問題がある。

(田村委員)

- ・ 私も今の30日以上90日以内というのがよいと思うし、投票日を同じ日にするのは

反対だ。

- ・ 受付をするときに、市民投票制度では市民投票の受付だから18歳以上の市民でよく、外国人もよいとなり、選挙制度は20歳以上の選挙権のある人となると、受付から開票までとても複雑になってしまう。

(武田委員長)

- ・ たしか未成年者は投票所に入ってはいけないのではないか。
- ・ そういう規定があるため、同じ場所ではできないということを聞いたことがある。
- ・ またご意見があれば伺いたいと思う

(委員一同)

(「異議なし」との声あり)

論点8

説明

(事務局：水野係長)

- ・ 基本的な考え方としては、市民が投票に際し十分な情報のもと健全な議論を経て投票を行えるよう行政は公平性・中立性に配慮しつつ情報提供を行い、情報提供を行う際、投票期日等の事務的な情報だけではなく、投票に当たって適切な判断が可能となるよう賛成・反対双方の意見を掲載するなど情報提供のあり方を検討すると整理した。

意見交換

(武田委員長)

- ・ これは非常に重要な点だが、条文化するのはなかなか難しいのであるが、要するに賛否両論についてきちんと提供する。一方の情報だけを流さないというのがポイントとなるが、その点はしっかり押さえられているので問題ないと思われる。
- ・ 何かご意見はあるか。

(委員一同)

- ・ 意見なし

(武田委員長)

- ・ これは実際には行政の発する情報よりも、市民が発する情報こそ意味があるのかもしれない。
- ・ まとめ方としてはこういう形でよいのではないか。
- ・ よろしいか。この点も大事な点であるので、ご意見があれば次回に承りたいと思う。
- ・ 以上で議事の2の(2)の論点2と3、5から8について意見交換が終わったのであるが、これらを通して何かあるか。

(委員一同)

- ・ 意見なし

(武田委員長)

- ・ この論点7の最後のところの選挙と同じ日に投票をするかというところであるが、このあたりはどう考えられるか。

(事務局：竹田部長)

- ・ 技術的には一緒という可能性があるのも事実である。
- ・ 例えば、投票と開票所を相当数押さえなければならぬ。それから職員も土日にはほぼ全員動員しなくてはならない。
- ・ それからも一つ大きなメリットとしては、市民の中にアピールする力が非常に強いことがある。例えば、市長選や市議選と一緒に市民投票をするなど。
- ・ こういう側面があるのも事実である。

(武田委員長)

- ・ 経費的にはその方が本当はいいのは事実である。同じ日にやったとしても市民投票運動をしてはならないということにならなければ、それほど弊害はないのかもしれない。

(事務局：竹田部長)

- ・ 先ほど言われたように、投票所の問題というのものもある。
- ・ それから選挙管理委員会から見たら、選挙運動と市民投票運動というのは区別がつきづらいというものもあるかもしれない。

(武田委員長)

- ・ 実際は警察が取り締まることになる。

(事務局：竹田部長)

- ・ 入り口で両方分けるのは少し問題がある。

(武田委員長)

- ・ その辺のところをこの答申の中で基本的な方針をまとめられるとよいかもかもしれない。
- ・ それでは、今までの点については、ご検討いただきたい。
- ・ 特に、最終的な報告書はこういう体裁になるということである。

議事

(3) 市民投票制度の個別論点の整理について

論点 1 投票の対象事項について

説明

(事務局：水野係長)

- ・ **資料 NO. 3**の「1. これまでの議論の整理」については、第1回から第3回までの議論を整理させていただいている。
- ・ 第3回には、市政運営に係る重要事項の整理を行わせていただいた。そこでは、市民投票に付すべき市政運営に係る重要事項については、市政運営に係る重要事項について、投票という手段を通じて市民の意思確認を行うための市民参画の仕組みであること、当該制度は、住民の意思と議会、行政との間にギャップが生じているときに行われるなど間接民主制の補完機能を有するものであること、市民投票については、間接民主制や投票以外の市民参画（審議会やパブリックコメント等）を通じて、十分な議論が尽くされた後、「市民の中で意見が割れている」あるいは「市民の意思を最終的に確認する必要がある」ものを対象とすべきであること、そして、市及び市民全体に直接の利害関係を有するものであることと整理させていただいている。

- ・ さらに、投票の対象事項については、限定列挙をする、すべてを対象事項とする、除外規定を設ける、の3つの選択肢について議論を行ってきたが、市民投票の対象事項は、当該制度の趣旨や位置付けに鑑みると広く捉えられることが望ましいが、明らかに投票の対象とならない事項もあることから、それらについては明確に条文として規定してはどうかという見地に立ち、市民投票になじまないものを限定的に列挙するという選択肢3の考え方を中心に検討することとした。
- ・ 2ページでは、以上の考え方から、自治基本条例第38条に定める市民投票に付すべき「市政運営に係る重要事項」とは、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの、市民の中で意見が大きく二分されている、又は市民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況等が存在していること、十分な議論を尽くした後、市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるもののいずれにも該当するものとし、その上で、投票の対象事項に明らかになじまないものについては、運用による恣意性を排除するため、投票の対象とならない事項として明確に条文として規定する、そして、投票の対象事項にならない案件については、除外規定に基づき、行政処分による対応を行うこととし、当該処分に不服がある場合には不服申し立て等ができるような仕組みを整えるものとする整理を行っている。
- ・ また、今回の議論のポイントについては、除外規定の具体的な規定方法について、特に議論が多かった「市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合には、この限りではない。」「その他、市民投票を実施することが適当ではないと明らかに認められる事項」の2つの点を中心の議論をいただきたい。
- ・ なお、第3回の検討委員会では、条文のイメージが必要であるということであったので、参考までに提示させていただいている。

(武田委員長)

- ・ これはかねがね懸案になっているところですが、投票の対象事項をどのように決めるのかということですが、イメージとしては資料NO. 3の2ページ右側の上の点線の四角の中のたたき台のような形を考えているということである。
- ・ この点については前回から議論になっているが、市の権限に属さない事項をはずしてしまうと、今まで実際に投票が行われた問題のほとんどができなくなってしまうおそれがある。
- ・ 産廃処分場の建設や国土交通大臣の所管であるダム建設などが対象にならなくなってくる。
- ・ こういう案が出ているわけなのであるが、この条文を見たときに、解釈上非常に疑義が生じるのではないかと思う。
- ・ まず市の権限に属さない事項を挙げて、ただしこの場合はよいと書いてあるが、これはどういう意味なのか。市の権限に属さない事項は原則としてだめなのだが、但し書きに当たるときには例外的に許されるということなのか。そうではなくて、但し書きに当たる場合には原則として投票ができるのか。その点について確認させていただきたい。
- ・ これはどういう趣旨なのか。ダメであるが、但し書きに当たる場合は例外としてよいのか、それとも但し書きに当たれば権限に属さなくてもできるのか。

(事務局：水野係長)

- ・ 今回の規定を書かせていただいた趣旨としては、市の権限に属さない事項は当然市として直接のその決断を下すことはできないが、市として意思を表明することはできるといことで書かせていただいている。

(事務局：竹田部長)

- ・ 条文は法務室という別のセクションで整理するので、ここはあくまで趣旨を捉えていただきたい。
- ・ 基本的に市民投票条例を設置するというのは、間接民主主義の制度を補完するためのものであり、直接民主主義の利点を取り入れるものである。
- ・ 基本的に市民投票は行うことができるということである。ただし、除外規定でこれだけは別にしたい。
- ・ 確かに条文が読みづらいというのはご指摘のとおりである。
- ・ その前文で、「ただし・・・」とっておきながら1号でまた「ただし」となっている。分かりづらいかもしれないが、市の権限に属さない事項であっても、市の意思として表明する場合には市民投票になじむという意味である。

(武田委員長)

- ・ 市の権限に属さない事項は、産廃処分場、ダム建設等、たくさんある。
- ・ 市の権限に属さない事項についても投票できるという理解でよいのか。

(事務局：竹田部長)

- ・ よく例に出ている徳島の可動堰、あの条例も同じつくり方である。可動堰の建設を止めるか、やるかという目的の投票条例ではない。それは、可動堰の建設について市民の意見を表示するというのが投票条例である。
- ・ 3ページの左上に具体的に分かりやすく書いてある。ここでは、産廃処分場の設置を決定することは市の権限・事務ではないが、産廃処分場を設置することを認める、設置しないことを求めるというのは、市の意見表明として投票になじむと考えている。

(武田委員長)

- ・ それでは、文言はこうなっているが、市の権限に属しないことでも、投票はできるという考え方が背後にあるという理解でよいのか。

(事務局：竹田部長)

- ・ 委員長の言う権限に属さないこととはどういうカテゴリーのことか。

(武田委員長)

- ・ 市長に許認可権限がないということである。
- ・ これはもともと拘束力のない投票であるから、市民の意見を聴くことしかできないわけである。なんらかの法的効果を伴う投票ではない。
- ・ そういう前提で申し上げるのだが、私が一番心配するのは、これは市に権限がないのだから投票ができないということになってしまうと、今まで住民投票を行ってきたものは何もできなくなってしまうということになる。
- ・ そうではないということでしょうか。

(事務局：竹田部長)

- ・ 長の権限に属さないこと、例えばここに書いてあるように国道の整備をすとか、市道を国道として認可すとか、こういうことはできない。

(武田委員長)

- ・それはできるはずがない。

(事務局：竹田部長)

- ・ただ国道の設置を求めることはできる。

(武田委員長)

- ・では、市の権限に属さないことであっても、市民の意思を明らかにするために投票することは認めているということでしょうか。

(事務局：竹田部長)

- ・そうである。

(武田委員長)

- ・その点いかがか。市の権限でない事項というのはたくさんあるわけである。
- ・そういう問題についてもきちんと市民投票ができるようにしておく。
- ・それについていかがか。よろしいか。

(小田委員)

- ・これは絶対必要である。
- ・その前に私が気になったことがあって、いわゆる「市政運営に係る重要事項」というところが前回十分に議論せずにそのままここに載ってきている。
- ・私がずっと引っかかっているのは、「市及び市民全体に直接利害関係を有するもの」というのは、見方によると一つの制約になってしまうのではないか。
- ・「全体」という表現、この前あった「特定地域」はだめだといったことと裏返しになっている。どんなことであろうが本当に市、市民全体に関わることというのはめったにないと思う。

(武田委員長)

- ・この文言は自治基本条例にあるのか。

(小田委員)

- ・規定はされていない。
- ・「市民全体」という絶対的なものではなくて、「多くの市民に直接の利害関係を有する」といったように少しソフトな表現のほうがいいのではないか。

(武田委員長)

- ・確かに、これが制約になってしまうという懸念はある。

(小田委員)

- ・明快に言い切ってしまうている。
- ・文章を解釈するところなのにはっきり言い切っているので、定義に近くなっている。

(事務局：竹田部長)

- ・先ほども申し上げたように、条文を整理するときには専門セクションがある。
- ・今言われたように解釈の幅がありすぎるかもしれないのでそれはご意見として承る。
- ・ただ、ここにこういう記載がある趣旨というのは、基本は間接民主主義であり、ただしそこに瑕疵があり、それを補う手段としての直接民主制だということである。全て直接民主制でやるという議論ではない。

(小田委員)

- ・だからこそ、安易に市民投票が行われないように自治基本条例では色々ハードルを設けた。

- ・ 「市民全体」という表現は定義が強すぎる。少し柔軟に書けないか。

(武田委員長)

- ・ 極端に言えば、「市民全体～照らし」まで削除してよいのではないか。

(事務局：竹田部長)

- ・ この趣旨は、市民の間、議会、市長の間で十分議論して意思の確認を行うということを書いているものである。制約的なものではなく、精神的なものを書いているものである。

(武田委員長)

- ・ 重要かどうかは究極的には4分の1の署名が集まるかで決まる。

(事務局：竹田部長)

- ・ そうである。
- ・ ぜひご議論いただきたい。

(小田委員)

- ・ 市政運営に係る重要事項については自治基本条例に書いてあるが、解釈は書いてない。
- ・ この表現を入れるべきだと思うが、少し解釈を丁寧に書いてほしいということと、表現が限定的であるということだ。

(事務局：竹田部長)

- ・ 具体的な解釈で個別に重要であるかを判断するというのは乱暴であるので、なんらかを書き込む必要があると考える。
- ・ 当然色々ご意見いただきたい。また法務セクションとよく相談したい。

(武田委員長)

- ・ 今の社会は間接民主制を中心としているのは間違いないが、それが機能不全を起こしたときに、直接民主主義的に意見を反映させるのが、住民投票である。
- ・ それは、間接民主制を否定するものではなく、間接民主制を補完し、ひいては活性化するものである。そこは非常に重要である。
- ・ また、間接民主主義が機能していれば、住民投票は起こらない。市民と議会及び市長にギャップがあるときに住民投票が必要とされる。徳島でもそうであった。
- ・ 間接民主制が機能しないから住民投票が求められるのに、間接民主制からそれを否定することが可能である制度は問題がある。
- ・ だからこそ、一定の署名が集まった場合には必ず投票ができる。議会、市長も反対できないという常設型の住民投票制度が各自治体で検討されている。
- ・ 議会や行政で簡単に住民投票を阻止できる制度は問題がある。
- ・ そうであるとする、たたき台の条文の柱書きにおいて、「市及び市民全体の直接の利害関係」を有するものではないという議論が起こるようなものでは問題がある。
- ・ そのようなことが起こらないような文言を検討してもらいたい。

(君波委員)

- ・ よりよい表現があればいいが、解釈の問題であって、特に問題はないのではないか。

(小田委員)

- ・ 「市民全体」という表現より、「多くの市民」とすればどうか。

(武田委員長)

- ・ 市の権限に属さない事項については、市の意思を明らかに表示するというものであれ

ば投票の対象になるということでもいいのか。

(事務局：竹田部長)

- ・ そうである。

(柳沢委員)

- ・ 御岳町の事例でも議論になった産廃処分場の件もあるが、設置をするという投票はダメで、設置をしないしてほしいという投票ならよいと解釈している。
- ・ そうであれば、この規定でもよいかと思う。

(事務局：竹田部長)

- ・ 産廃処分場の設置をしないことを市の意思として求めたとしても、最終的な判断は県にあるので、設置される可能性も残っている。それは徳島市のケースでも同様だろう。
- ・ その点をご理解いただきたい。まず、そのようなことが起きる事は難しいだろうが。

(武田委員長)

- ・ 先日の熊本県のダムを見ても、国土交通大臣の権限であるが、あのような判断があればできなくなる。

(事務局：竹田部長)

- ・ 地元の住民の意思を示すのは非常に大きいと思う。

(武田委員長)

- ・ そうであれば、市の権限に属さない事項についても、市の意思表示をするためには投票の対象とすべきだということによいか。
- ・ そうであれば、むしろ、たたき台の条文に2項を設け、除外規定とは別にした方がよいのではないか。

(飯塚委員)

- ・ 委員長の案の方が分かりやすいかもしれない。

(小田委員)

- ・ 第1項では「市政運営に係る重要事項」について規定している。それに2項に別に入れることになると関係が分かりづらくなってしまわないか。

(事務局：水野係長)

- ・ まず、大前提として、法務セクションとの協議が必要なので変更がありうることを理解いただきたい。
- ・ また、2項で「市の権限に属さない事項」について特に規定を行うのはいかがか。
- ・ 当然意見については条文作成に当たって参考にさせていただきたい。

(武田委員長)

- ・ そもそも市の権限に属さない事項自体を削除するのが一番良いと思う。
- ・ 規定の仕方については再度検討してほしい。

(事務局：水野係長)

- ・ 当然規定を外すというやり方もあるが、むしろ条文上で入れることで「市の権限に属さない事項」について、市の意思として表明するという事もできることを明示できるという視点もあるのではないか。

(事務局：竹田部長)

- ・ 法制執務上の問題であれば、条文の規定の仕方については法務セクションとよく相談して検討したい。

(武田委員長)

- ・ 市の権限に属さない事項であるという理由で排除されることを懸念している。
- ・ 市の権限に属さない事項については、できることが前提であれば、除外規定に入れない方向で検討してほしい。

(飯塚委員)

- ・ 逐条解説を作るということであるので、そこでカバーするということがいいのではないか。

(小田委員)

- ・ そもそも技術論をいっているのだ。市の権限に属さない事項については、できるというのは共通認識だ。
- ・ 委員長は除外規定に入れるということは問題があるという意見をお持ちであるということだ。

(武田委員長)

- ・ 市の権限に属さない事項は除外規定に入れないという整理をしてほしいということだ。

(事務局：竹田部長)

- ・ 何度も説明しているが、市の権限に属さない事項については、市民投票になじまないと考えている。
- ・ 市の意思表示をすることは権限に属する。しかし、拡大解釈が行われる可能性があるため、2項を設けることも検討する必要がある。
- ・ 具体的には法務セクションとよく相談して検討したい。

(武田委員長)

- ・ ただし書に該当しないと投票できないというのはおかしいと考える。
- ・ 解釈上は市長がただし書に該当するかどうかの認定を行うことになる。それは問題がある。むしろ削除することがよいと考える。

(事務局：竹田部長)

- ・ 項を分けるかどうかも含め、ただし書を残すかどうかも含め、法務セクションとよく相談をして検討する。
- ・ 逐条解説等も作る予定である。
- ・ 市の意思として、条例は分かりやすくしていくという姿勢をもっているため、そのように検討していきたい。

(馬場副委員長)

- ・ 考え方は市として受け取り、条文の書き方は再度検討するということがよいか。

(事務局：水野係長)

- ・ あくまでたたき台であるため、条文については指摘を踏まえ、検討を行いたい。

(武田委員長)

- ・ 2ページにある条文のたたき台にある2号については除外するということがよいが、3号、4号については排除する理由はあまりないと思う。
- ・ 「市の組織、人事又は財務その他の執行機関の内部事務処理に関する事項」についてはどうか。

(事務局：水野係長)

- ・ この事項については地方自治法に基づく専決事項であり、市民投票のように二者択一で問うものではないと考えている。具体的には4ページを参照していただきたい。
- ・ 財務と書いてあるが、財政支出を伴うもの全てが投票の対象となるものではない。

(武田委員長)

- ・ 財務については、財務会計行為であれば監査請求ができることを考えると、必ずしも市民投票を行う必要がないと思う。
- ・ しかし、人事や組織については、憲法上は住民の権利ではないか。

(事務局：水野係長)

- ・ 今までの議論でもあったが、そもそも地方公務員であれば、地方公務員法のような法律もあるし、不祥事があればその法律に基づき処罰される。
- ・ 多額なコストを伴う市民投票を行う必要が果たしてあるのか。それは投票になじまないのではないか。

(武田委員長)

- ・ そのようなことがあってしっかりと対応できるのであれば問題はない。

(事務局：竹田部長)

- ・ 一般職の解職を市民投票に付するのは労働権の侵害ではないか。

(武田委員長)

- ・ 憲法には、公務員の任免権は国民に書いてあるので、投票から外すのは本来的には問題ではないか。
- ・ 罷免することはできないが、問題のある人事があれば投票に付するのでもよいのではないか。
- ・ これは特によいかと思うので今日の議論はこのくらいにする。
- ・ 次の「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料、手数料に関する事項」については、地方自治法の直接請求で除外されているものである。
- ・ 上越市の50分の1の署名要件が直接請求と合わせているのと考えたと説明がとれるのはよいかと思う。
- ・ ただし、地方自治法に直接請求で除外されていること自体疑問が残る。今の住民はしっかり考えて判断するので個人的にはおかしいと思う。
- ・ 問題は5号である。この規定についてはいかがか。
- ・ これは市長が明らかに適当ではないと判断するのは問題であると考え。これは誰が判断するのか。

(事務局：池田副課長)

- ・ 制度的にはそのようになる。

(武田委員長)

- ・ そうなると、先ほど説明したように、間接民主制が機能しないから市民投票が求められるのに、間接民主制からそれを否定することが可能であるという点で問題があるのではないか。
- ・ また、3ページに、市長に自由裁量があるわけではないと書いてあるが、法律的には自由裁量があることになる。専門的になるが、行政機関の行為には、裁量行為と非裁量行為がある。裁量行為とは、行政機関の政策的専門的な判断が必要な行為をいい、素人は判断できない専門的政策的な判断があるものをいう。

- ・ 裁量行為になると、裁判所に訴えても、裁判所からの取消が制限される。裁量権の逸脱・濫用が社会通念上容認できない、あまりにひどい場合ではないと取消を行うことができない。
- ・ そのようなものであれば、市民から取消を求めても救済を受けられない。
- ・ ある事項が投票の対象になるかどうかは通常の人で判断できるか。できないだろう。そうであるならば、裁量行為になる。
- ・ よって、間接民主制が機能しないから市民投票が求められるのに、間接民主制からそれを否定することが可能であるという点で問題があるのではないか。

(事務局：水野係長)

- ・ 第一にこの事項をもって投票の対象事項を何でも除外するという意図はもっていない。
- ・ 2ページに書いてあるように、第1号から第4号までのもので明確で除外する。
- ・ ただし、特定の市民や地域に関する事項のように解釈があいまいであるので除外できないものもある。よって全てを明示的に除外事項として規定できないものもある。
- ・ 裁量行為として扱われる指摘については、そのような点はあるかもしれない。
- ・ しかし、市民投票については、まず大前提として、市民の間、又は、市民、市議会、市長の間で重大な意見の相違がある状況、新聞等でも連日報道され、非常に注目されているような状況を想定している。仮に恣意的に排除すれば、法的には裁量行為になるかもしれないが、政治的には非常に強い説明責任が生じ、かつ解職請求の対象にもなりかねない。
- ・ そういった点を含め、検討いただきたい。

(武田委員長)

- ・ これをいつ判断するのか。

(事務局：水野係長)

- ・ 署名収集前である。

(武田委員長)

- ・ これでは、署名集めさえできないというのは問題ではないか。

(事務局：水野係長)

- ・ 特定の個人を誹謗中傷するようなものや、特定地域のみで完結するような事項は除外する必要がある。

(武田委員長)

- ・ そのような事項は、そもそも署名が集まらないという整理でよいのではないか。
- ・ 市の政策に反するようなものについて、この規定が適用される危険性が大きい。
- ・ それが懸念されるのであれば、むしろ「特定の市民、団体に関するもの」という規定を設けたらどうか。
- ・ このままでは余りにも市長に裁量権が大きすぎる。

(事務局：柴山課長)

- ・ 他の条例でも、このような規定を設けているものが多くある。
- ・ 想定されるものがわからないので規定を入れるのである。

(武田委員長)

- ・ 他の条例では、拒否処分構成でないからあまり有害でないが、この条例の場合には、

裁量権が大きすぎ、有害であるから問題がある。

- ・ そのようなものはそもそも行政指導で対応すればよい。

(事務局：柴山課長)

- ・ 政治的なパフォーマンスに使われるようなケースはないのか。

(武田委員長)

- ・ 今まで実施されているものではないだろう。
- ・ そのような不誠実な請求が行われているものはない。

(君波委員)

- ・ 投票の案件のハードルをあげるには、この規定を入れるのはよいと思う。
- ・ なんでも投票の請求ができるのは問題であると考える。

(武田委員長)

- ・ 署名が集まらないという整理でよいのではないか。
- ・ そこは署名活動の際に住民の判断にゆだねるのでよいのではないか。

(馬場副委員長)

- ・ その他事項を入れることについては、市民委員がどのように思うかが非常に重要なのではないか。

(武田委員長)

- ・ 全ては署名が集まるかどうかではないか。

(小田委員)

- ・ 市民投票を請求するにあたり、署名集めをする申請をするにあたって市長の裁量で拒否できるのは問題があるということか。
- ・ 直接請求の手続きはどのように行うのか。

(武田委員長)

- ・ 現在は請求代表者が選挙管理委員会に申請することになっている。現在はその審査を選挙管理委員会が行うことになっている。そこでは、税金、手数料だけが除外されている。
- ・ そこでは議会が可決しないといけなくなる。変な案件であれば、議会が可決するはずがない。それをフィルターにすればよいのではないか。

(飯塚委員)

- ・ 署名集めもできなくなるのか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 例えば、住民投票が適当ではないものについて、趣旨を明確にするという意図でもこのような規定をおくことは難しいか。

(武田委員長)

- ・ 具体的にするのであれば、特定の市民の誹謗中傷が問題であるのであれば、それを書けばいいのではないか。

(事務局：水野係長)

- ・ 当然ご指摘の事項を想定しているわけであるが、社会経済情勢の変化により、それ以外に想定できないものが存在している。
- ・ そういう意味では指摘の事項だけでは足りないのではないか。

(武田委員長)

- ・ 署名集めが大前提であるのに、その前にフィルターを作るのはいかが。

(小田委員)

- ・ 市政運営に係る重要事項があって、そのようなものがあったてもできないものがあるという考え方になっている。

(武田委員長)

- ・ 除外規定自体は設けるのはよいが、市長に対して広範な裁量権を与える規定はいかがか。
- ・ 重要な投票を市長がはじく危険性と、市民から問題のある請求が出てくる危険性はどちらが高いのか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 自治基本条例においては、市民投票に付するのにふさわしいものは、かなり重要なものに限定しているとの議論があったことを念頭に置くべきではないだろうか。

(武田委員長)

- ・ 本当に市民にとって重要なものを付するものが前提である。そうであれば、その重要かどうかを署名運動で判断すればよいのではないか。
- ・ 投票にかけるかどうかは署名活動により判断すればよいのではないか。

(柳沢委員)

- ・ 市長を選ぶのはその地域の市民である。上越市の事情からして、この事項は入れたほうがよいのではないか。

(小田委員)

- ・ 少し表現を検討できないか。
- ・ これでは重要であっても駄目であることになってしまう。

(武田委員長)

- ・ 重要かどうかということになると主観的なものになってしまうので、やはり署名で判断すべきではないか。
- ・ ただし、上越市に住む市民の皆さんがそう思うのであればいいが。

(事務局：石黒主任)

- ・ 自治基本条例が定めている市民投票制度は、署名に基づく市民発議の場合だけでなく、市長や市議会からも発議できることも含めて議論すべきではないだろうか。

(武田委員長)

- ・ 市長は、「その他市民投票を実施することが適当ではないと明らかに認められる事項」について指導できるという規定ではどうか。

(事務局：水野係長)

- ・ 行政指導か行政処分については議論があると思う。
- ・ 行政指導により口頭レベルの大きな判断をすることよりも、行政処分により書類によりはっきり説明責任を果たす必要があるのではないか。

(武田委員長)

- ・ 行政処分であれば、裁量行為になり、裁判でも救済されないのはいかがか。
- ・ 口頭で行うことに問題があるのであれば、書面で行政指導すればよいのではないか。

(柳沢委員)

- ・ 仮に恣意的に排除したとしても、解職請求もあるのではないか。

- ・ もともと住民投票の先行事例をみても苦難の道を歩みながら出てきている。
- ・ やはり簡単に市民投票が実施できるのはいかがか。
- ・ 解職請求等の手段もあるので、規定は入れてもよいのではないか。

(武田委員長)

- ・ 住民投票の苦難の道は署名活動がされたのであれば実施してほしいということだ。
- ・ この規定では署名活動さえできないのはいかがか。

(柳沢委員)

- ・ もう少し市長を信じてよいのではないかと思う。

(武田委員長)

- ・ リコールするには署名を3分の1も集めなくてはいけない。

(事務局:竹田部長)

- ・ 直接請求50分の1の条例制定改廃もあることも考慮する必要があるのではないか。
- ・ 違う方法もとれるということも考える必要があるのではないか。

(武田委員長)

- ・ いちいちリコール請求を行うのが難しいから市民投票というのもあるのではないか。

(事務局:竹田部長)

- ・ 恣意的に排除した場合には、政治的には非常に大きな責任が生じる。
- ・ 当然リコール請求の懸念もある。

(田村委員)

- ・ 裁量権が懸念されるのであれば、この規定を除外しないことにしてもいいのではないか。

(君波委員)

- ・ 裁量権を行使するのも値しないものを想定していた。
- ・ 市民投票の請求については、ある程度のブレーキを掛ける必要はある。

(武田委員長)

- ・ もう少し具体的にはできないのか。

(事務局:竹田部長)

- ・ 色々な面から検討しているのは事実であるので悪意をもった規定ではないことをご理解いただきたい。

(武田委員長)

- ・ 規定の仕方については、もう少し具体的にすることを含めて検討いただきたい。

論点4 投票の成立要件について

意見交換

(武田委員長)

- ・ 投票率を要件とするメリットは、ボイコット運動が起こらなければ、多くの人に参加するということだ。しかし、その反面で多くの問題がある。ボイコット運動が起こりうる、また、投票率に満たさない場合に開票しないのは情報公開の原則に反するのではないかという問題がある。
- ・ これに対し、得票率を要件とすれば、得票率4分の1に満たない場合に尊重義務をど

のように考えるのかという問題があるが、成立要件を設ける場合は投票率よりも得票率を設けることが妥当であると考ええる。

- ・ 事務局は投票率2分の1の方が妥当であると考えなのか。それはなぜか。

(事務局：水野係長)

- ・ 投票率2分の1というのは、民主主義の大前提である半分の市民が参加するということが大事なのではないかと考えている。

(武田委員長)

- ・ 徳島市の事例でも、ボイコット運動が起こって、投票率55%であった。
- ・ 成立要件に投票率の設定がなければ、もっと投票率が上がったはずだ。
- ・ 高い投票率を設定することで、実際にはかえって投票率を下げている。
- ・ 多くの人に参加してもらおうという建前なのに、実際には投票率を下げてしまうことをどう考えるのか。

(事務局：水野係長)

- ・ 徳島市については情報提供があまりされていなかったと聞いている。市が情報提供を呼びかけることで状況は変わるのではないか。
- ・ また、ボイコット運動に対して、投票に行こうと呼びかける運動もあるのではないか。
- ・ そういった点を検討すべきではないか。

(武田委員長)

- ・ 実際徳島市役所はあまり情報提供を行わなかった。ただ投票の前日には全ての電柱に「投票に行こう」という貼り紙が貼ってあった。駅前でも投票に行こうと演説をしていても、非常に市民の関心が高かった。
- ・ そうであるからこそ、ボイコット運動が行われた。もっと組織的に行われれば、不成立になったかもしれない。
- ・ 上越市や徳島市くらいの規模で投票率2分の1を設定すれば、ボイコット運動の可能性があれば不成立になるかもしれない。

(事務局：竹田部長)

- ・ 市民投票は非常に強い政治的拘束力がある。そのため一定の程度の基準が必要である。
- ・ 2分の1に満たない場合でも開票することも選択する価値はある。
- ・ ただし、政治的拘束力があるからこそ、半分の人が参加しない投票はいかがか。

(武田委員長)

- ・ それなら得票率にすればいいのではないか。
- ・ 間接民主制の選挙でも投票率の設定はない。

(事務局：竹田部長)

- ・ 投票率50%を切るものを尊重するのは難しい。
- ・ そもそも実施にあたって十分な議論が行われているはずである。
- ・ 1つの事項を政策判断するものであることを考慮する必要がある。

(武田委員長)

- ・ 多くの人投票に参加すべきであることは間違いない。しかし、投票率2分の1とするとボイコット運動が起こってしまう。

(事務局：竹田部長)

- ・ 徳島市でも起こっていたかもしれないが、投票に行こうという運動も起こすべきであ

る。巻町や三条市でも行われていた。

- ・ 市民の総意のもとで判断されるべきであり、そのために少なくとも半分の人の参加が必要ではないか。

(武田委員長)

- ・ この投票に反対だというのは署名収集の段階であれば理解できる。実施が決まったところで、投票により市民の意思を反映しようとしているときに、こんな投票に行くなどという運動を行うのは民主主義として問題ではないか。

(事務局:竹田部長)

- ・ そこで50%の市民が参加してもらうように呼びかけていきたいと意思表示をしている。
- ・ オプションとして成立しない場合でも投票結果を開票することもある。しかし、政策判断をするには半分の人が参加するのが必要である。これは分かりやすい論理である。

(小田委員)

- ・ 情報公開の精神からいえば開票しないのはおかしいと思う。
- ・ 開票することを前提として議論するべきではないか。

(武田委員長)

- ・ 悪い事例を踏襲するのはいかが。

(事務局:水野係長)

- ・ 説明責任、情報公開は非常に大きい論点だと考え、投票率2分の1で成立しない場合でも開票を行うという案も出している。その点も踏まえ議論いただきたい。

(武田委員長)

- ・ 例えば、ボイコット運動により投票率49%となり成立しない場合に、開票すると9割以上が1つの事項に反対である場合であっても尊重義務が生じないのか。

(事務局:水野係長)

- ・ 法令上は尊重しない。

(武田委員長)

- ・ それではボイコット運動が起こるのではないか。

(事務局:竹田部長)

- ・ 徳島では投票に行こうという運動はなかったのか。

(武田委員長)

- ・ 投票に行こうという運動は非常に行った。しかし、組織的にボイコット運動が行われれば難しい。

(小田委員)

- ・ 開票するかどうかの議論が必要だと思う。

(事務局:竹田部長)

- ・ 半分の方の参加が前提であるということを強調したい。

(武田委員長)

- ・ 半分の方が参加するといいながらボイコット運動が起これば、それは難しくなる。

(事務局:竹田部長)

- ・ どのような設定を行ってもボイコット運動は起こりうる。
- ・ ただし、半分の方の参加が非常に重要であると強調したい。

(小田委員)

- ・ 投票率 2 分の 1 を下回るような投票ではダメだということではないか。

(武田委員長)

- ・ 時間がないので今日はこれくらいで議論を終わりにするが、成立要件については色々な議論があるので引き続き議論したい。
- ・ 以上で議事は終了する。事務局から何か連絡事項はあるか。

その他、閉会

(事務局：池田副課長)

- ・ 次回の第 5 回検討委員会が最終回の予定であり、具体的には 1 1 月 1 0 日を想定している。
- ・ 先ほどの論点 1 の「その他市民投票を実施することが明らかに実施することが適切ではない事項」と成立要件の投票率と得票率を整理する必要がある。
- ・ 次回だけではまとまらないということであれば、1 1 月 1 0 日以降ではその後のスケジュールは難しいので、それまでに文書でやりとりを行うのか、それとももう 1 回会議を行うのかを決めたい。
- ・ 最後は両論併記もあるかと思うが、そういう点も含め、進め方についてご意見いただきたい。

(武田委員長)

- ・ もう 1 回も増やすことも含めて検討するということではいかがか。

(事務局：竹田部長)

- ・ 現在 3 月議会への上程を目指しているので、1 1 月 1 0 日のご意見を聞く最終期限になるので、両論併記等になることもご理解いただきたい。

(武田委員長)

- ・ 次回については調整を行ってご連絡することにした。
- ・ 以上を持って、本日の委員会を終了する。

8 問合せ先

企画・地域振興部 自治・地域振興課

TEL : 025-526-5111 (内線 1449)

FAX : 025-526-8363

E-mail : jichi-chiiki@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。